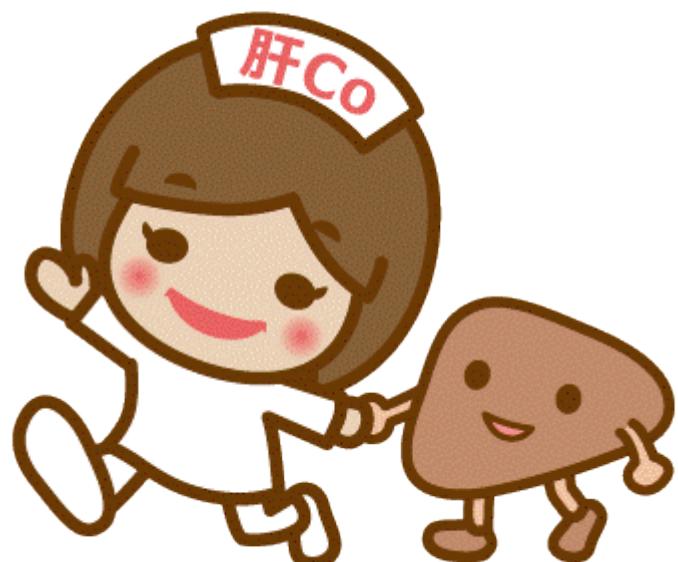


佐賀県肝疾患診療等活動支援事業費
補助金事務手続きの手引き



©2014 さが肝 .net

令和2年4月1日

佐賀県健康福祉部健康増進課 がん撲滅特別対策室

1 目的

本事業は、肝がんの原因であるウイルス性肝炎等の治療を促進するため、各医療機関が実施する肝疾患対策にかかる活動を支援し、もって本県の肝疾患対策の推進を図ることを目的としています。

2 実施主体

本事業の実施主体は、県内の肝疾患医療提供体制における

1～3次医療機関と肝疾患対策の推進に取り組む団体等です。

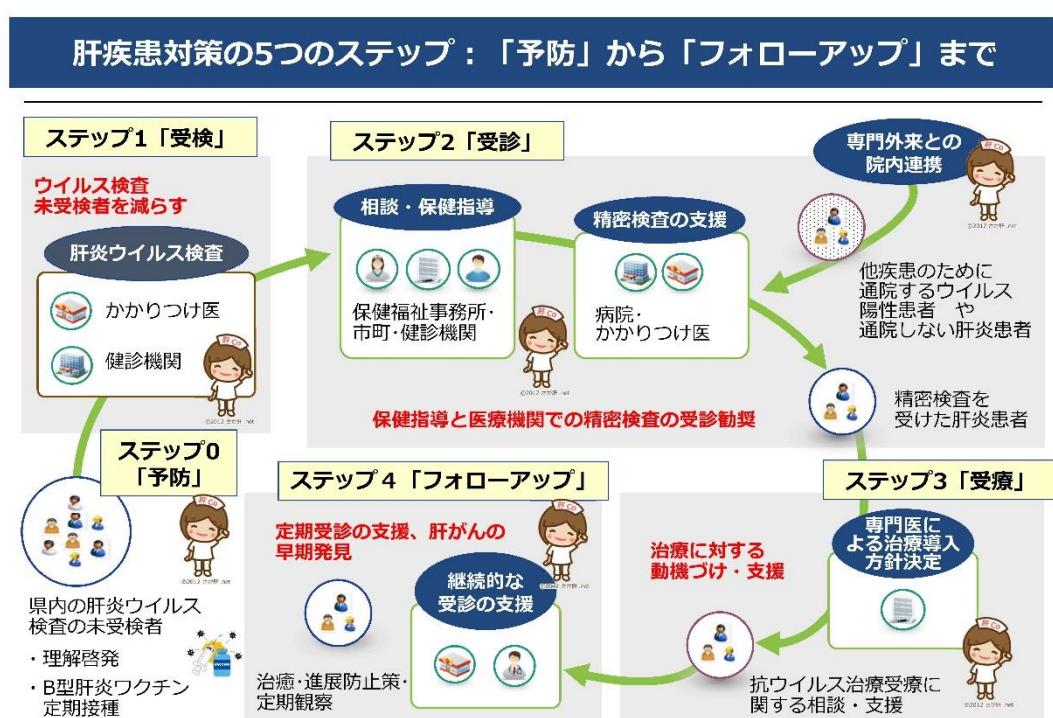
※原則、肝炎医療コーディネーターがいる医療機関・団体とします。



3 補助対象事業

院内、地域における肝疾患対策の推進に積極的に取り組む医療機関・団体等の肝炎医療コーディネーターを支援する事業です。肝がんの原因であるウイルス性肝炎の治療の促進を目的とした、予防・受検・受診・受療・フォローアップに関する取り組みを対象に補助します。

なお、交付決定された年度内に事業が完了するものとします。



下記の事業等について経費補助を行います。

○対象となる経費例)

- ・地域住民に向けた公開講座等（セミナー、イベント）にかかる費用
- ・院内職員に向けた研修会の開催にかかる費用
- ・医療機関独自の啓発資料の作成・配布
- ・拠点病院や専門医療機関の専門医・肝炎コーディネーター派遣に対する費用

×対象外となる経費例)

- ・肝炎医療コーディネーター配置にかかる人件費
- ・肝炎医療コーディネーター資質向上のための職員旅費
- ・肝疾患対策以外のコピー代

4 対象経費

3 補助対象事業の実施に要する講師謝金、費用弁償、
需用費（印刷代）、会場使用料、その他知事が適切と
判断したものを対象とします。



5 補助率及び交付上限額

補助率 10 分の9、上限額 30 万円

例) 補助対象経費 20 万円の場合：補助額 18 万円（1 円未満切捨て）

自己負担額 2 万円

補助対象経費 40 万円の場合：補助額 30 万円（1 円未満切捨て）

自己負担額 10 万円

6 手続き

1.事業計画書の提出

●提出期限●

事業実施2か月前（最終期限：2021年1月末日）

●提出書類●

- ア 事業計画書（別紙1）
- イ 収支予算書（別紙2）
- ウ 誓約書（別紙3）
- エ その他参考資料（必要時）

●応募方法●

上記書類を作成し、郵便、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法で下記の応募先に提出してください。応募用紙は、担当課窓口又は佐賀県ホームページで配布・配信します。

応募先・問い合わせ先（担当課）

ア 郵送・FAX・電子メールの場合
佐賀県健康福祉部 健康増進課 がん撲滅特別対策室
〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59
電話 0952-25-7491（直通）
FAX 0952-25-7268
E-mail kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

※ FAX又は電子メールを送った場合には、そのことを電話にてお知らせください。

イ 窓口へ持参の場合

佐賀県庁 旧館 南側3階 健康増進課 がん撲滅特別対策室

2. 決定通知

当該申請に係る補助金等の交付の決定は、補助金等の交付の申請が到達してから、原則30日以内に通知します。採択結果については、応募のあった団体に通知するとともに、応募状況とあわせて県のホームページで公表します。

なお、採択事業においても、本事業の趣旨と整合しない内容や経費は減額査定するとともに、予算の範囲内で補助金額を調整することがあります。

また、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ県の承認が必要です。該当する事例が発生した場合は、必ず御連絡ください。

- ① 補助事業に要する経費を変更しようとするとき
- ② 補助事業の内容を変更しようとするとき
- ③ 補助事業を中止しようとするとき

●評価項目●

具体性	本県の肝疾患対策の推進が図られる事業であり、活動内容が具体的であるか
自主性	自らが自主的に取り組む活動となっているか
効率性	事業内容に見合った適正な経費で積算され、かつコスト削減に努めているか
継続性	単発的活動ではなく、地域に根ざした活動として次年度以降も継続される可能性があるか
波及効果	県民の意識の醸成や行動につながる可能性があるか

3. 事業実施

必要に応じて現地確認を行うことがあります。

4. 実績報告書の提出

●提出期限●

事業実施後 1 か月以内または2021年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

実績報告の提出があったときは、県が書類検査を行い、完了を確認します。

●提出書類●

- ア 様式第3号
- イ 事業実績報告書（別紙1）
- ウ 収支決算書（別紙2）
- エ 事業の内容及び経費の配分（別紙3）
- オ 経費確認書類（別紙4）
- エ その他（該当時、研修会等の資料、作成物等を一部）

5. 請求

実績報告書を提出し、県が完了を確認した日以降、請求してください。

●提出書類●

- ア 様式第4号
- イ 様式第5号

7 その他留意事項

- 提出された書類は原則として返却しません。
- 本補助金を利用して行った事業内容等については、県ホームページや事例集等で公表させていただくことがあります。

- 事業経費積算上の留意事項

事業経費の積算においては、算出根拠を明確に記載してください。

活動時（作業を伴うイベント、講習会も含む）にはできるだけ傷害保険に加入するとともに、その保険料（役務費）も事業経費に計上してください。

- 事業実施報告上の留意事項

講演会等、資料が発生する事業を行われた場合には、使用した資料を一部添付してください。

また、本事業を利用してチラシ等を作成した場合はその一部を添付してください。

8 問い合わせ先

(1) 問い合わせ先（担当課）

ア 郵送・FAX・電子メールの場合

佐賀県健康福祉部 健康増進課 がん撲滅特別対策室
〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59
電話 0952-25-7491（直通）
FAX 0952-25-7268
E-mail kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp



※ FAX 又は電子メールを送った場合には、そのことを電話にてお知らせください。

イ 窓口へ持参の場合

佐賀県庁 旧館 南側3階 健康増進課 がん撲滅特別対策室

(2) 佐賀県ホームページ

がんポータルさが > 肝疾患対策 で検索



←左のQRコードを
読み込んでアクセス
できます

佐賀県のがん情報サイト
がんポータルさが

文字サイズ 標準 拡大

サイト内検索

ホーム 肝がん・肝炎対策 検診を受ける 相談窓口・サロン 助成について 医療関係者向け

ほっとかないで、
ほっとしよう。

佐賀県はがん検診受診を推進しています。



● ● ● ●

肝がん・肝疾患対策>肝炎医療コーディネーターの活動支援（肝疾患診療等活動支援）

補助金のご案内

佐賀県のがん情報サイト
がんポータルさが

文字サイズ 標準 拡大

サイト内検索

ホーム 肝がん・肝炎対策 検診を受ける 相談窓口・サロン 助成について 医療関係者向け

肝がん・肝炎対策

ホーム > [肝がん・肝炎対策](#) > 肝炎医療コーディネーターの活動支援（肝疾患診療等活動支援）補助金のご案内

肝炎医療コーディネーターの活動支援（肝疾患診療等活動支援）補助金のご案内

肝疾患診療等活動支援補助金の募集を行います

佐賀県では、更なる肝疾患対策の推進を図るため、各医療機関が実施する肝疾患対策にかかる活動を支援する「肝疾患診療等活動支援事業」事業を実施することとし、このたび、実施希望医療機関を募集します。

申請を希望される医療機関については、以下により申請書類を提出してください。

肝がん・肝炎対策

肝がん・肝炎対策

肝がん（肝疾患）対策

STEP1 受検（肝炎ウイルス検査）